

地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

別冊

第4版（令和5年10月）



公共交通利用促進キャラクター
のりたろう



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

■本手引きについて

- ・ 本手引きは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 41 号）に基づく地域公共交通計画並びに地域公共交通計画に基づく特定事業の実施計画の作成と運用を通じて、地域の移動手段の確保・充実を図るための取組について、手順や考え方を示したものです。
- ・ 本手引きは、主に地域公共交通計画の作成を検討している地方公共団体職員の方を読者として想定しています。特に、初めて地域公共交通計画を作成するに当たり、何から手を付けてよいか分からない方や、公共交通専任の担当者が少数又は担当者不在の地方公共団体の方が、地域公共交通計画を作成する上で踏まえるべきポイントを明確にし、真に検討すべき事項を明らかにするための観点から取りまとめています。また、作成後、どのように計画をもとに事業を運用していくべきかについても併せて解説しています。
- ・ 地域公共交通計画の作成・運用に当たっては、担当者のみではなく、職場の上司や関係部署の担当者、地域公共交通の担い手である交通事業者の方などにも、その趣旨や検討のポイントを十分に理解してもらうことが必要です。本手引きは、そのような方々にも目を通してもらうようにしてください。
- ・ 本手引きは、手順や考え方を示したものであり、実際の計画づくりや運用に当たってはそれぞれの地域の状況や特性に応じた対応を心掛ける必要があります。したがって、必ずしも本書に記載された手順通りに行く必要は無く、飽くまでも計画づくりや運用の参考として活用していただければ幸いです。

■本手引きの内容について

本手引きは令和 5 年 10 月 1 日時点の法制度等に基づいて作成しています。

■法令等の略号

(1) 略号

- ・ 法：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・ 施行令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令
- ・ 施行規則：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則

(2) 法令等の略し方

- ・ 条：§ 1、§ 2、・・・
- ・ 項：①、②、・・・（マル付き数字）
- ・ 号：I、II、・・・（ローマ数字）

<例>

法第 5 条第 3 項第 2 号 → 法 § 5③ II

■地方運輸局等について

本手引きでは、「各地方運輸局交通政策部交通企画課・神戸運輸監理部総務企画部企画課・沖縄総合事務局運輸部企画室」のことを「地方運輸局等」と表記しています。

■本手引きの構成

本手引きは、「理念編」・「実践編」・「別冊」から構成されています。

理念編

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の理念や、地域公共交通計画作成・運用に関する基本的な考え方を学ぶことができます。

1. 地域公共交通の現状とリ・デザイン（再構築）の必要性
2. 地域公共交通に関する法律
3. 地域公共交通計画の作成に向けて
4. 地域公共交通計画の作成・運用に当たっての10のポイント

実践編

地域公共交通計画の作成・運用を行う上で必要となる各種調査・分析手法、法定協議会の設立・運営方法の他、他地域の事例等について紹介しています。

1. 地域公共交通計画作成に関する基本事項について
2. 地域の問題点・課題の明確化について
3. 協議会の立ち上げ・運営について
4. 目標設定と検証の方法について
5. これからのサービスの在り方について

別冊

地域旅客運送サービス継続事業、地域公共交通利便増進事業、新モビリティサービス事業に関する計画作成方法や事業の進め方について詳しく説明しています。

1. 地域旅客運送サービス継続事業について
2. 地域公共交通利便増進事業について
3. 新モビリティサービス事業について

- ① **初めて地域公共交通の分野に関わる方、地域公共交通計画の作成と運用のポイントを理解したい方**
→理念編並びに実践編「第1章」で「地域公共交通」の実情や「地域公共交通計画」の作成と運用のポイントを解説しています。まずはここから読んでみましょう。
- ② **地域公共交通計画の基本的な作成の流れや、各検討項目での作業内容等を理解したい方**
→実践編「第1章」～「第5章」を一通り読んでいただくか、興味のある項目に絞って読んでみましょう。
- ③ **地域公共交通特定事業等をはじめ、国の事業制度の内容について理解したい方**
→実践編「第1章 1.5 計画制度と補助制度の連動化について」で概要を解説していますので確認してみてください。また、「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」、「新モビリティサービス事業」については別冊で詳しく解説していますので、必要に応じて参照してみてください。
- ④ **他地域の事例等を勉強したい方**
→実践編の各項目の解説に続いて全国の事例を紹介していますので確認してみてください。また、実践編においては、より詳しい情報が掲載されている参考となる図書・報告書の紹介も行っていますので、必要に応じて参照してみてください。

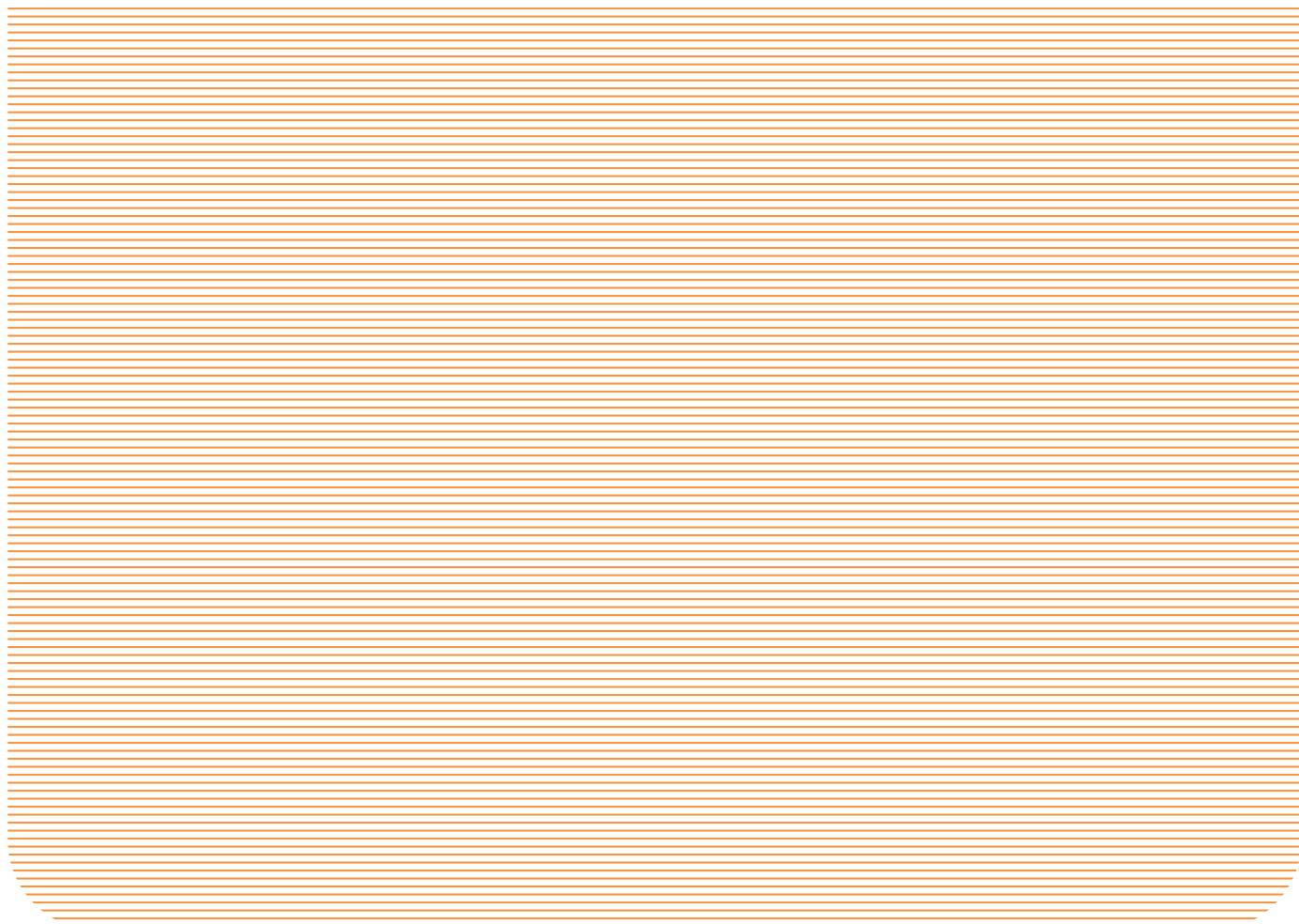
別冊目次

第1章	地域旅客運送サービス継続事業について	1
1.1	継続事業とは	2
1.2	継続実施計画作成のメリット	4
1.3	サービス継続のための実施方針の策定	5
1.4	継続実施計画の記載項目	11
1.5	継続実施計画作成の留意点について	15
1.6	継続実施計画の変更について	17
第2章	地域公共交通利便増進事業について	21
2.1	利便増進事業とは	22
2.2	利便増進計画作成のメリット	24
2.3	利便増進計画作成の留意点について	25
2.4	利便増進計画の記載項目	29
2.5	利便増進計画の変更について	44
2.6	取組事例	48
第3章	新モビリティサービス事業について	49
3.1	新モビリティサービス事業の概要	50
3.2	新モビリティサービス事業計画の記載項目	52
3.3	新モビリティサービス協議会の設置方法	55



第1章

地域旅客運送サービス継続事業
について



1.1 継続事業とは

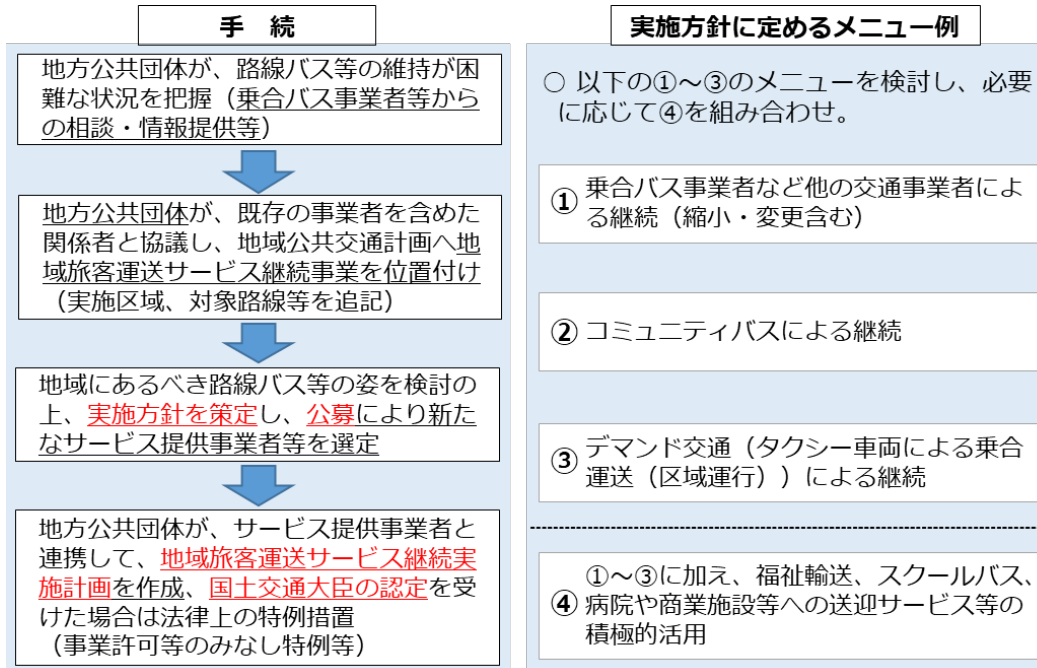
生活交通を担う乗合バスや生活航路が廃止される場合、地域住民等の移動ニーズに対応できる代替サービスを確保する必要があります。しかし、例えば乗合バスの場合、現行の道路運送法では、路線の廃止に際して原則6か月前に届出を行う必要があります。この6か月間という短い期間では、代替するサービスの確保に向けた十分な検討や議論を行うことができず、サービスが廃止されてしまったり、導入された代替サービスへの財政支援が地方公共団体にとって大きな負担となってしまったりするケースが散見されます。

このような問題に対応する1つの方法として、乗合バス等の収支が不均衡な状況にある路線等を対象として、地域関係者間の協議において、当該路線等の維持困難性について認識を共有した場合は、地方公共団体が関係者と協議して、サービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者を選定することができる「地域旅客運送サービス継続事業」（以下「継続事業」という。）があります。この事業は、交通事業者がこれ以上のサービスの維持が困難だと相談するきっかけの場を用意するとともに、地方公共団体が中心となって、既存の交通事業者を含む関係者と連携し、代替サービスの維持・確保を図っていくためのものです。

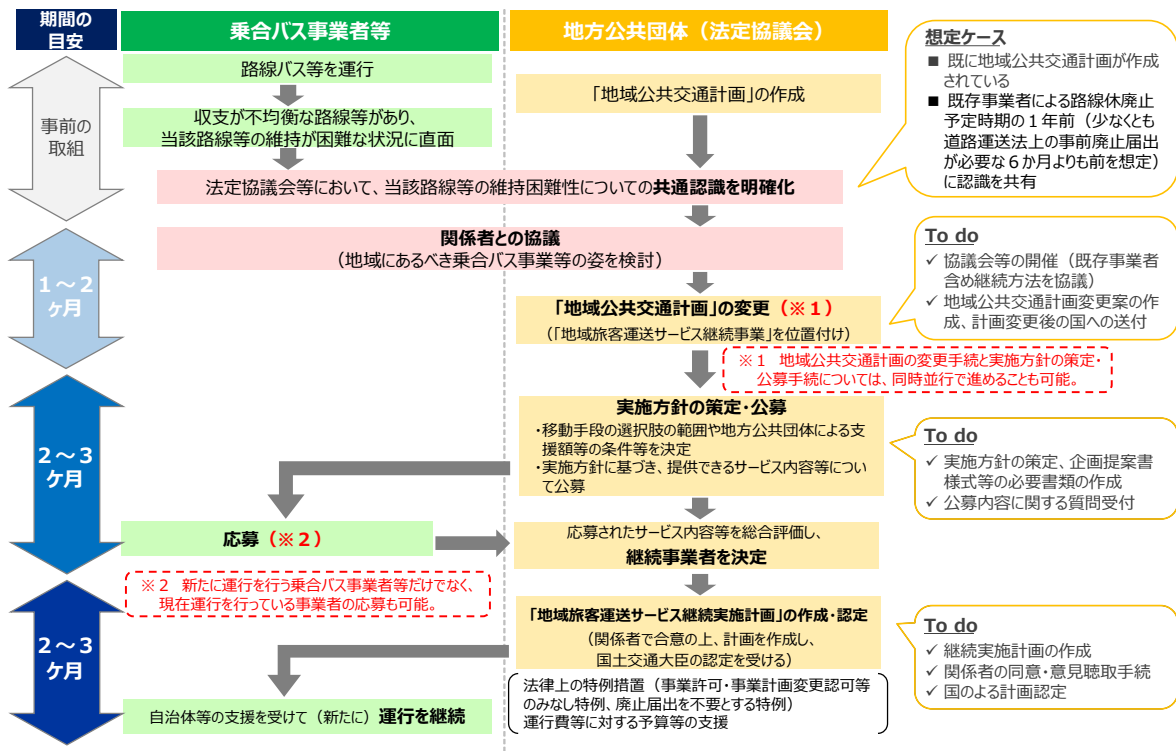
具体的な手順を次ページの図に示します。まず、乗合バス事業者等からの相談や情報共有等により、地方公共団体が事業の維持が困難と見込んだ段階で、法定協議会等において地域の関係者間で協議し、事業の維持困難性について地域の共通認識を明確化します。その上で地方公共団体が、可能な限り同一の乗合バス事業者等による同一路線の継続（縮小・変更含む）を検討・協議し、それが困難な場合には、既存の事業者を含めた関係者と、継続する運送サービスについて検討・協議し、地域公共交通計画に継続事業を位置付けます。なお、継続事業は、乗合バス（一般乗合旅客運送事業）と定期航路（国内一般旅客定期航路事業）をそれぞれ同事業により継続する事業であることに留意してください。コミュニティバスやデマンド交通により継続する場合には、それらの運行が一般乗合旅客運送事業として行われる必要があります。

その後、維持を図る路線と運送サービスの内容、継続旅客運送を実施する者の条件、地方公共団体による支援の内容等を定めた公募に関する実施方針を策定します。実施方針の策定に当たっては、利便性・効率性等の観点から、その地域にあるべき乗合バス事業等の姿について、地域の関係者と十分に検討・協議することが重要です。その際、路線ネットワークに限らず、運賃やダイヤなどのサービス面も踏まえ、地域公共交通の利用者の利便性を向上させることが重要であるとともに、公共交通サービスのみでは地域の移動ニーズに対応しきれない場合には、スクールバス、福祉輸送、商業施設の送迎サービスなど地域の輸送資源を活用することも含め、検討することが望まれます。

実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等が選定された後、地方公共団体は、選定されたサービス提供事業者と連携して「地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合は、法律上の特例措置（事業許可等の見なし特例等）を受けることができます。



▲継続事業の手続きの進め方



▲継続事業の具体的な実施フロー（路線バス等の維持が困難である場合のイメージ）

1.2 継続実施計画作成のメリット

継続実施計画について国土交通大臣の認定を受けることにより、以下のような法制上の措置を受けることが可能となります。

① 手続きのワンストップ化

継続実施計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなります。（法§27の4①、§27の5①）

※なお、住民その他の関係者の合意の上で一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金が記載されている場合には、国の審査を受けることが不要となります。（道路運送法§9④）（法定協議会が道路運送法上の地域公共交通会議の構成員を含んでいる場合（道路運送法施行規則§9②））

② 廃止届出手続の省略

継続事業に係る従前の乗合バス事業等について、事業廃止が必要となる場合においては、個別事業法に基づく事前の廃止届出を行う必要がなくなります。（法§27の4③、§27の5②）

③ サービスの持続的な提供

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保します。（法§28③及び④）

1.3 サービス継続のための実施方針の策定

サービス提供事業者の公募に当たっては、地方公共団体が策定する実施方針を示して行うことになります。実施方針とは、継続して実施する予定の運送サービスに関する具体的な内容や、当該サービスに対して予定している地方公共団体による支援の具体的な中身等について記載するものであり、地方公共団体の財務規則等に基づく公募実施要領等も参考にしながら、作成いただくことを想定しています。実施方針への記載が必要な具体的な項目は以下の通りです（施行規則 § 9 の 2 ②）。

【記載する事項】

- ① 実施区域
- ② 事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業の状況
- ③ ②の路線等において引き続き実施する運送（継続旅客運送）の内容
- ④ 継続旅客運送を実施する者の条件
- ⑤ 地方公共団体による支援の内容
- ⑥ 実施予定期間
- ⑦ 公募の期間
- ⑧ 継続旅客運送を実施する者の選定の方法
- ⑨ その他必要な事項

① 実施区域

継続事業を実施する区域を記載します。当該区域は、地域公共交通計画の計画区域内に含まれる必要がありますが、地域公共交通計画の計画区域と必ずしも同じになるとは限らず、その中の一部区域となることも想定されます。実施区域として、市町村の一部区域を指定する場合は、区域が厳密に設定されるよう区名や町丁名まで記載します。

▼記載イメージ

- ○○市○○区
- ○○市○○町

※必要に応じて区域図などを添付してください。

また、実施区域の範囲については、継続事業を実施する路線等が含まれるように設定してください。

【継続事業を実施する区域が広域に跨がる場合について】

例えば、維持が困難と見込まれる乗合バスの路線がA市・B町に跨がっている場合に、当該路線において継続事業を実施しようとする際には、実施方針や継続実施計画等について、以下の方針で作成の手続きを進めてください。

○A市・B町の両地方公共団体において既に地域公共交通計画が作成されている場合

両地域公共交通計画において継続事業の実施が明記されていない場合は、当該明記をするための計画変更を行うとともに、実施方針及び継続実施計画については、原則として（※）、両地方公共団体の連名によりまとめて作成してください。

○A市・B町いずれか一方の地方公共団体でしか地域公共交通計画が作成されていない、若しくはいずれの地方公共団体においても同計画が作成されていない場合

地域公共交通計画を作成していない地方公共団体が、単独で又は共同して、地域公共交通計画（継続事業の実施が明記されたもの）を作成又は当該明記をするための計画変更をした上で、実施方針及び継続実施計画については、原則として（※）、両地方公共団体の連名によりまとめて実施方針及び継続実施計画を作成してください。

（※）継続事業を実施しようとする路線の中のA市・B町に跨がっている部分において、それぞれ異なる運送機関や運行態様によるサービス継続を予定している場合（A市部分：コミュニティバス、B町部分：デマンド交通 等）若しくは複数の地方公共団体に跨がる地域公共交通計画作成のための関係者間の調整が非常に困難である場合には、それぞれの地方公共団体において、別個の実施方針及び継続実施計画を作成することも可能です。

② 事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業の状況

維持が困難と見込まれるに至った路線等において、現在（実施方針を示す時点）提供されているサービス内容（路線、ダイヤ、運賃等）や実施主体等について記載します。あわせて、実施区域内にその他の運送サービスが実施されている路線等が存在する場合には、当該路線等も明示してください。

<サービス内容>

① 路線



② ダイヤ

路線 (系統) 名	平日		土曜		休日		事業者 名	事業の 種類	運行の 態様
	往	復	往	復	往	復			
赤路線	〇回		〇回		〇回		〇〇株 式会社	一般乗 合旅客 自動車 運送事 業	路線定 期運行

③ 運賃

〇〇	〇〇円	〇〇円	〇〇円
—	〇〇	〇〇円	〇〇円
—	—	〇〇	〇〇円
—	—	—	〇〇

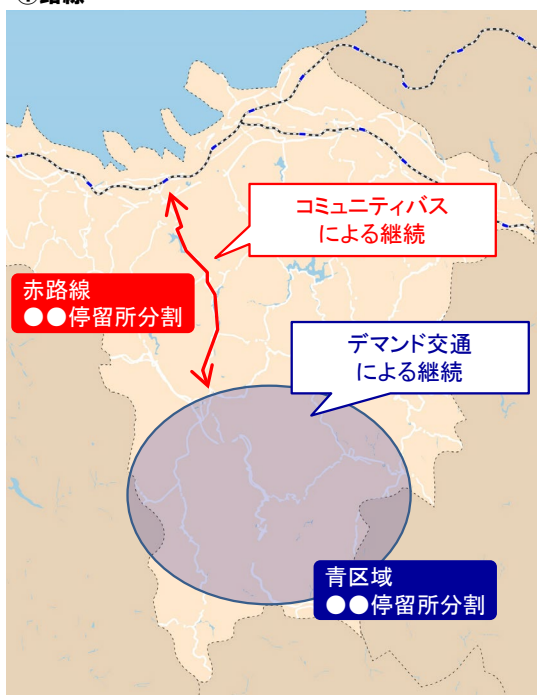
▲ 記載イメージ

③ ②の路線等において引き続き実施する運送（継続旅客運送）の内容

実施方針を策定する地方公共団体として、②の路線等において引き続き担ってほしいサービスの種類（一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業）や態様（路線定期・区域運行等）等の具体的な内容について記載します。当該内容を検討する際には、必ずしも既存の運送サービス水準（車両・路線・ダイヤ・便数等）をそのまま踏襲するのではなく、利用者のニーズをしっかりと把握した上で、路線定期運行から区域運行への変更や車両の小型化によるダウンサイジング、便数やダイヤの見直し等も視野に入れつつ、利用者の利便性と事業の継続性の両方の側面から検討することが重要です。なお、便数やダイヤ等の具体的なサービス水準については、一定程度幅を持った記載も可能です。

また、事業の実施方法としては、地方公共団体の委託によるコミュニティバスの運行や、交通事業者に対する運行費の補助などが考えられます。

①路線



<引き続き実施するサービスの内容>

- 赤路線・・・コミュニティバスによる継続
 - ・ 運送機関の種類・・・一般乗合旅客自動車運送事業
 - ・ 態様・・・路線定期運行
- 青区域・・・デマンド交通による継続
 - ・ 運送機関の種類・・・一般乗合旅客自動車運送事業
 - ・ 態様・・・区域運行

②ダイヤ

路線（系統）名	平日		土曜		休日	
	往	復	往	復	往	復
赤路線	○回		○回		○回	
青区域	○回		○回		○回	

▲記載イメージ

【実施方針におけるメニュー例】

- ・ 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（区域の縮小・路線の変更含む）
 - ・ コミュニティバスによる継続
 - ・ デマンド交通（タクシー車両による乗合輸送（区域運行））による継続
- ※必要に応じて、上記のメニューに、福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等を組合せ。

なお、自家用有償旅客運送や福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等については、継続旅客運送の内容には含まれません。しかし、例えばコミュニティバスやデマンドタクシー等による運行継続を中心としながら、病院や介護施設に近接する地域においては福祉輸送によって地域住民の足の確保を行うといったサービス維持も有効であるため、必要に応じてこれらの地域の輸送資源の活用も組み合わせることも考えられます。

【参考】

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十 （略）

十一 地域旅客運送サービス継続事業 一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等（路線若しくは営業区域又は航路をいう。以下同じ。）で収支が不均衡な状況にあるものにおける運送を継続するために行う事業であって、地方公共団体がそれぞれ一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者で当該路線等における運送を実施する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に引き続き当該路線等における運送を実施させるものをいう。

十二～十六 （略）

④ 継続旅客運送を実施する者の条件

公募に当たっての参加資格等について記載します。なお、公募に当たっては、その維持が困難と見込まれるに至った乗合バス等を現在運行する事業者（従前からの交通事業者）の応募も可能です。

【記載項目の例】

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。
- ・ ○○市の入札参加資格を有すること。（指名停止処分を受けていないこと。）
- ・ ○○市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- ・ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・ ○○市の暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- ・ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ・ ○○市内の路線における～年間にわたる輸送実績があること。 等

※上記は記載例ですので、地方公共団体の規則等に沿って必要な項目を記載してください。

⑤ 地方公共団体による支援の内容

継続事業に関連して地方公共団体が行う支援策の具体的内容について記載します。なお、地方公共団体による支援の額等については、一定程度幅を持った記載も可能です。

【記載項目の例】

- 運行費に係る補助金や運行委託費等の予算措置
- 地域住民と連携した利用促進策 等

⑥ 実施予定期間

継続事業の実施予定期間を記載します。継続事業は地域公共交通計画に即して実施される以上、実施予定期間は地域公共交通計画の計画期間内に含まれる必要がありますが、必ずしも一致させる必要はありません。

⑦ 公募の期間

公募の期間を記載します。地方公共団体の規則等に沿って適切な公募期間を設定してください。

⑧ 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

公募型プロポーザル方式等の選定方法や、選定委員会の設置など選定に係る手順等について記載します。なお、施行規則 § 9 の 2 ① に規定する「公募」とは、例えば、運行委託を行う場合であれば、一般競争入札や企画競争入札のように広く一般（実施対象路線等において現に運行を行っている交通事業者も対象に含みます。）に向けて募集を行う方式を指しており、随意契約のように特定の事業者のみを対象として実施する方式は対象とはならないので、注意してください。

⑨ その他必要な事項

①～⑧のほか、公募に当たって地方公共団体が必要と認める事項（申し込みに当たって必要な書類等）について記載します。

1.4 継続実施計画の記載項目

公募によりサービス提供事業者等を選定した後、地方公共団体とサービス提供事業者が連携し、継続実施計画を作成します。継続実施計画の記載項目は以下のとおりです（法§27の2②、施行規則§33）。

なお、継続実施計画は、別冊「第1章 1.3 サービス継続のための実施方針の策定」で作成した実施方針を基本に作成することになるため、実施区域や事業の内容、地方公共団体による支援の内容等の実施方針と記載が重複する事項については、継続実施計画本体に実施方針を添付し、当該事項の記載箇所を明示することで、継続実施計画本体における記載として代えることも可能です。

【記載する事項】

- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ その他継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

① 実施区域（実施方針と同様）

継続事業を実施する区域を記載します。なお、継続事業の実施に当たり、従前の路線や区域等を変更する場合は、当該区域も含めて記載してください。

② 事業の内容・実施主体

継続事業の具体的な事業内容及び実施主体（選定した継続旅客運送を実施する者）を一覧表などで表すとともに、事業の種別、運行の態様、運行回数、運賃を始めとするサービス内容を具体的かつ明確に記載します。

併せて、上記の事業メニューと組み合わせる実施する事業（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス、商業施設等への送迎サービスの活用等）があれば、その具体的な内容を記載します。

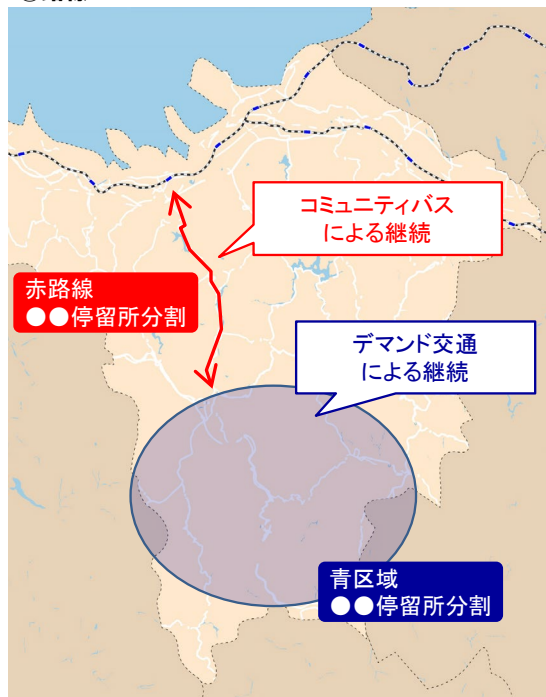
なお、事業の内容のうち、便数やダイヤ等の具体的なサービス水準については、一定程度幅を持った記載も可能です。

▼記載イメージ：実施内容・実施主体

	赤路線	青区域
事業主体	〇〇株式会社	△△株式会社
運送機関	一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
態様	路線定期運行	区域運行
運行期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
運行路線	別紙路線図※のとおり	
運行日	毎日	
運行時間・ 運行便数	別紙時刻表※のとおり	
運行車両	ワゴンタイプ車（10人乗り程度）	
運賃体系	別紙運賃表※のとおり	

【※別紙イメージ】

①路線



②ダイヤ

路線（系統）名	平日		土曜		休日	
	往	復	往	復	往	復
赤路線	〇回		〇回		〇回	
青区域	〇回		〇回		〇回	

③運賃
赤路線

〇〇	〇〇円	〇〇円	〇〇円
—	〇〇	〇〇円	〇〇円
—	—	〇〇	〇〇円
—	—	—	〇〇

青区域

〇〇	〇〇円	〇〇円	〇〇円
—	〇〇	〇〇円	〇〇円
—	—	〇〇	〇〇円
—	—	—	〇〇

▼記載イメージ：公募の結果

選定方式	公募プロポーザル方式	
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> プロポーザル公告 令和〇年〇月〇日 企画提案書の提出期限 令和〇年〇月〇日 業者選定委員会 令和〇年〇月〇日 審査結果の通知・公表 令和〇年〇月〇日 	
応募事業者数	〇社	
選定事業者	〇〇株式会社	

③ 地方公共団体による支援の内容

継続事業に関連して地方公共団体が行う支援策（予算的支援以外の支援を含む。）の具体的内容について記載します。補助金等の予算支援を行う場合には、その旨を本項目に記載した上で、額や支援対象といった具体的な内容については「⑤事業実施に必要な資金の額・調達方法」の項目にも記載してください。なお、地方公共団体による支援の額等については、一定程度幅を持った記載も可能です。

④ 実施予定期間（実施方針と同様）

継続事業の実施予定期間を記載します。継続事業は地域公共交通計画に即して実施される以上、実施予定期間は地域公共交通計画の計画期間内に含まれる必要がありますが、地域公共交通計画の計画期間と必ずしも一致させる必要はありません。

⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法

総事業費、交通事業者等の負担額とともに、事業の実施に必要な資金に国又は地方公共団体からの補助金を充当することを見込んでいる場合には、当該補助金等の名称、金額、内容等を記載してください。事業の実施に関して補助金等を申請する予定であって、補助金等の対象、金額等が未定の場合も、これに準じて記載してください。

なお、事業実施年度によって、事業費やその内訳が異なる場合には、実施年度毎に記載するようにしてください。事業費やその内訳が全ての実施年度において一定の場合は、実施年度を「〇〇年度～〇〇年度」とし、まとめて記載することも可能です。

▼記載イメージ

項目	総事業費	内訳	調達方法		実施年度
			調達主体	(補助金等)	
コミュニティバスによる継続	〇〇	〇〇	〇〇株式会社	〇〇補助金	〇〇
デマンド交通による継続	〇〇	〇〇	△△株式会社	〇〇補助金	〇〇

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載の通り調達がなされない場合があり得る。

⑥ 事業の効果

地域公共交通計画に記載した目標や評価指標を踏まえて、継続事業を実施する路線等において見込まれる利用者数や収支、目標項目や評価項目ごとに継続事業の効果を記載してください。なお、記載に当たっては、具体的な数値等を用い、可能な限り定量的に記載するようにしてください。

▼記載イメージ

項目	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置付け
コミュニティバスによる継続	
	
デマンド交通による継続	
	

⑦ 地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業（地域住民と連携した利用促進策に係る事業等）が定められている場合は、当該事業に関する事項について記載してください。

⑧ その他継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

その他、継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項についても記載してください。

1.5 継続実施計画作成の留意点について

① 地方公共団体と地域の関係者との間における認識の共有

継続事業の実施を検討するに当たっては、まず、継続実施計画の作成主体となる地方公共団体及び実施の対象となる路線等において現に運行を行っている交通事業者等の中で、当該路線等の収支が不均衡な状況にあり、継続が困難であることについての認識（以下「継続困難性の認識」という。）が共有される必要があります（法§2⑪）。

継続困難性の認識の共有の方法としては、例えば、交通事業者からの路線等の休廃止に係る事前の相談や、協議会等において地域の交通事業者の状況を定期的に把握すること等が考えられます。また、地方運輸局等や運輸支局等とも連携しながら、地域の交通事業者との今後の路線等の維持に関する議論の場を設ける等、地方公共団体が自ら積極的に交通事業者に働きかけていくことも重要です。

なお、運送サービスが円滑に継続されないことにより、当該路線等の周辺地域が交通空白地となってしまう期間が生ずるのを避けるため、継続実施計画の作成等の諸手続に要する期間等も踏まえて、各事業法上の路線等の休廃止の手続が可能な時点よりも一定程度前の段階で継続困難性の認識の共有が行われることが望ましい（※）です。

（※）例えば、乗合バスの場合、道路運送法において、事業の休廃止を行おうとする6ヶ月前までに国に届出を行うこととされています。そのため、乗合バスの路線において継続事業の実施を検討するに当たっては、継続実施計画の作成等の諸手続に要する期間等も鑑み、休廃止に至ることが予想される時期から6ヶ月よりも前までに地域の関係者間で継続困難性の認識が共有されていることが望ましい、と言えます。

② 地域公共交通計画への記載について

継続実施計画の作成に当たっては、地域公共交通計画において、継続事業に関する事項を定める必要があります（法§27の2①）。仮に地域公共交通計画の計画期間を5年間とするのであれば、向こう5年間で危険水域に入る可能性がある路線に関してしっかりと抽出・議論し、継続事業の対象となる路線を計画内に位置付けておきましょう。継続事業に関する事項として、少なくとも大まかな事業の実施工エリアや対象路線等を記載した上で、どの事業につき、継続事業としての実施を予定しているかを明示するようにしましょう。

その際、明示の方法としては、

- ・ 事業を列挙した上で、継続事業として行われるものに印をつける
- ・ 継続事業として行われるものをまとめて記載し、それ以外の事業と区別することが考えられます。

また、どれだけ事前にしっかりと議論していても、社会動向の急激な変化等に伴い、地域公共交通計画の計画期間中に廃止の危機にさらされる路線が出てくることも考えられます。その際は、即座に法定協議会等において地域公共交通計画の見直しを行い、対象路線の位置付けを行いましょう。

なお、継続事業に関する事項の記載を行うための地域公共交通計画の作成又は変更の手続については、実施方針の策定及び公募の手続と同時並行で進めることも可能です。

③ 継続実施計画の認定について

継続実施計画の認定に当たっては、継続事業を実施する路線等において現に乗合バス又は定期航路による運送事業を実施している者、当該路線等において引き続き運送を実施しようとする者その他の関係者の同意のほか、以下が必要となります（法§27の3②）。

- a) 基本方針に照らして適切なものであること
- b) 事業を確実に遂行するため適切なものであること
- c) 個別事業法の許可基準に適合すること

a)については、基礎となっている地域公共交通計画が基本方針に沿って作成されているか、すなわち、継続事業によって実現される地域旅客運送サービスが基本方針一2に掲げる「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標」を実現するか、基本方針三1（7）「地域旅客運送サービス継続事業に関する留意事項」に留意されているかが考慮されます。

なお、継続実施計画の認定に係る審査に当たって、公募時に実施方針を示したことと、実施方針において記載された事項と継続実施計画において記載された事項に概ね相違がないことを確認するため、原則として、計画本体に実施方針を添付した上で認定の申請を行ってください。

④ 関係者の同意について

継続実施計画を定めようとするときは、その維持が困難と見込まれるに至った乗合バス等を運行する事業者（従前からの事業者）と、地方公共団体による公募手続を経て、当該事業者に代わってその地域でサービスを継続することとなった事業者（新規の事業者）、地方公共団体が必要と認める者（関係する都道府県や継続事業を実施する路線に近接した路線において事業を営む者など）の同意を得なければなりません。併せて、事業内容に関係を有する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者や公安委員会など必要な関係者に対して、意見聴取を行う必要がある点について留意しましょう。なお、同意の形式については、同意が行われたことを地方公共団体と同意対象者の間でより明確にするため、原則として、書面により行うことが望ましいです。

1.6 継続実施計画の変更について

計画の記載内容に変更が生じた場合、計画の変更が必要となります。変更については、以下の3つが考えられます。

① 変更認定を受けなければならないもの

変更の認定に際しては、変更後の事業内容が、実施方針と大きく変わらないかどうかをチェックしています。なお、継続事業の大幅な見直しを行う場合には、改めて実施方針の策定及び公募の手続きを行う必要があります。実施主体を新たに選定する等、継続事業の大幅な見直しにあたるかどうかの判断に当たっては、地方運輸局等や運輸支局までご相談ください。

② 軽微変更（事後届出）

軽微な変更については、変更認定を要しないこととしていますが、その場合であっても軽微変更の届出は必要であり、その他の個別事業法に基づくものも含め、必要な手続きが行われるよう留意する必要があります。

また、軽微変更の届出を行う際には、「a)氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名」、「b)変更した事項（新旧対照形式）」を提出する必要があります。この際、変更事由についても併せて報告いただくようお願いいたします。

なお、現在の記載内容の範疇に収まる場合等においては、変更認定および届出は必要ありません。

▼変更の認定に係る考え方について

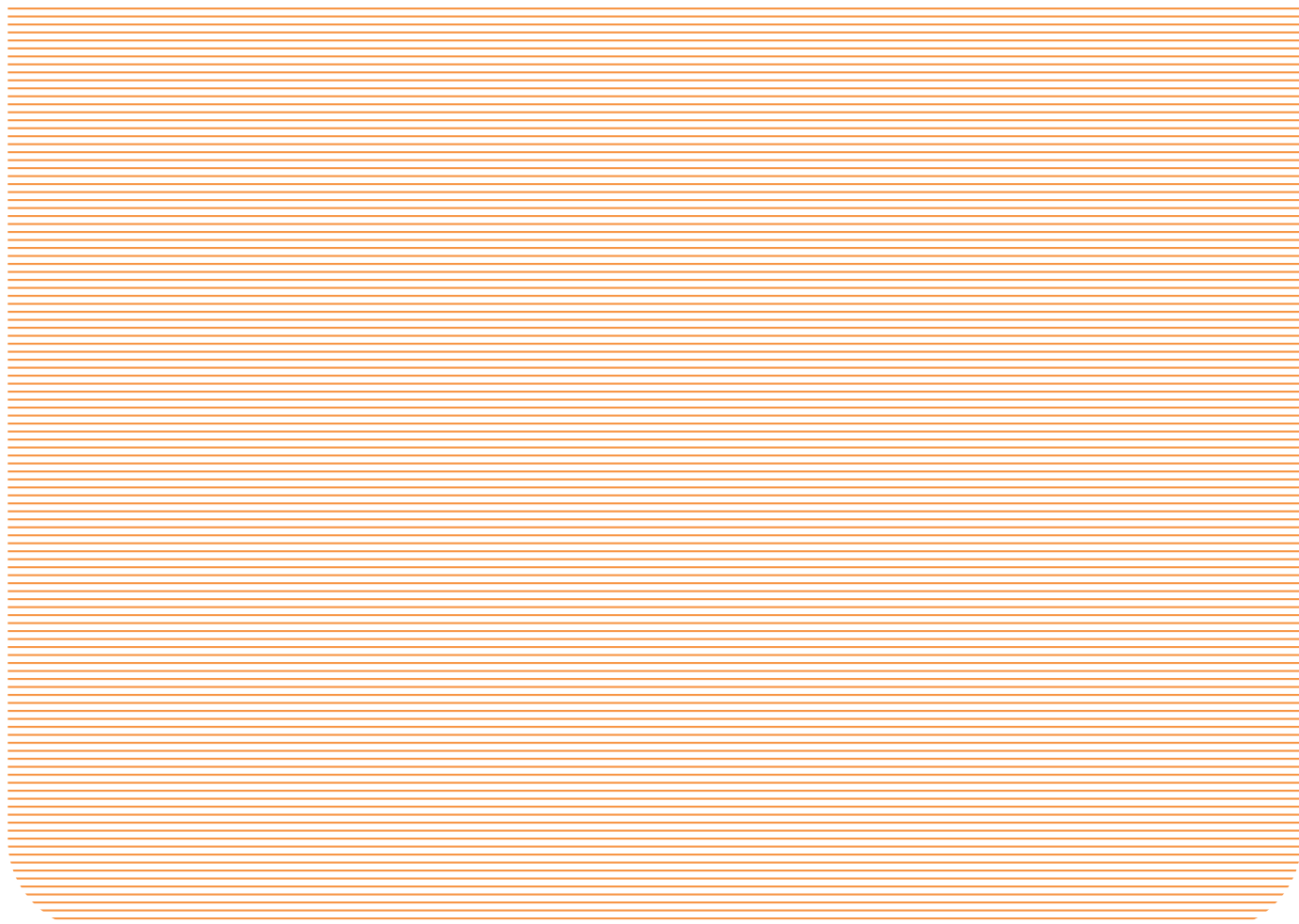
	変更認定(事前申請)	軽微変更(事後届出)	修正不要
1.区域	<ul style="list-style-type: none"> 区域の範囲を変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の名称や地番の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合
2.内容	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の大幅な変更(軽微変更となるものを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合
3.地方公共団体による支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による支援の内容の変更(軽微変更となるものを除く) <p>(例:サービス継続実施計画に記載された支援が行われなくなる場合や重要な支援が新たに追加される等の場合に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による支援の内容の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合
4.実施予定期間	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた実施予定期間から6か月を超える変更 	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた実施予定期間から6か月以内の変更 但し、連続して複数回の軽微変更を行うことで、合計で6か月以上の実施予定期間の変更を行うことはできない 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合
5.資金の額及びその調達方法	<ul style="list-style-type: none"> 資金の額又は調達方法の変更(軽微変更となるものを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 資金の額又は調達方法の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合 収入・費用の内訳の額の±10%以内の変動がある場合や国による補助金の交付額が見込みと異なる際に他の主体による補填を行う場合
6.事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の変更(軽微変更となるものを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合

▼変更の認定に係る考え方について（つづき）

	変更認定（事前申請）	軽微変更（事後届出）	修正不要
7.地域公共交通計画にサービス継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の変更（軽微変更となるものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合
8.その他サービス継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の変更（軽微変更となるものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合

第2章

地域公共交通利便増進事業
について



2.1 利便増進事業とは

利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するためには、地域における公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応することが重要です。その際、不便な路線・ダイヤの改善や画一的な運賃設定の見直し等が必要となる場合には、地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）を作成することができます。

利便増進事業は、地方公共団体が地域公共交通網の整備を図るために行う事業であり、地方公共団体が公共交通事業者等への支援を行うことにより実施を促進するものです。

地方公共団体は、地域公共交通計画において地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）の概要を定めた上で利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得て当該事業の実施計画である利便増進計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することが可能です。

なお、利便増進事業は、従前の地域公共交通再編事業の内容を更に充実させた事業であり、地域における公共交通ネットワークの再編を行う取組に加え、運賃・ダイヤ等の見直しも含め、利用者の利便の増進に資する取組を対象としている事業です。

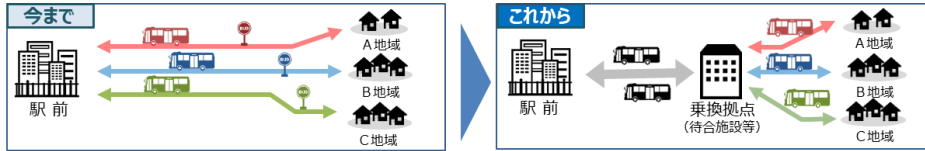
利便増進事業の内容として含まれ得る事業については以下の通りです。

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- ・ バス路線の幹線と支線の分割
- ・ 市街地中心部のバス路線の集約化
- ・ 中心市街地を回遊できるバスの新設 など



② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換



- ・ 自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など

③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

《事業例》

- ・ 交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・ 自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの

① 運賃又は料金の設定

《事業例》

- ・ 定額制乗り放題運賃
- ・ 通し運賃 など



② 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- ・ 等間隔運行やパターンダイヤ など



③ 共通乗車船券の発行

《事業例》

- ・ 電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーパスの発行 など



ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則 § 9 の 3）

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

▲ 地域公共交通利便増進事業（法 § 2 ⑬、施行規則 § 9 の 3）

2.2 利便増進計画作成のメリット

利便増進計画について国土交通大臣の認定を受けることにより、以下のような法制上の措置を受けることが可能となります。

① 手続きのワンストップ化

利便増進計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなります。（法§27の16、§27の17、§27の18①、§27の19）

※なお、住民その他の関係者の合意の上で一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金が記載されている場合には、国の審査を受けることが不要となります。（道路運送法§9④）（法定協議会が道路運送法上の地域公共交通会議の構成員を含んでいる場合（道路運送法施行規則§9②））

② サービスの持続的な提供

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保します。（法§28③及び④）

③ 計画を阻害する行為の防止（※ 一般乗合旅客自動車運送事業のみ）

利便増進計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、
i) 利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限されます。
ii) 利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることができます。（法§27の18④及び⑤）

また、道路運送法による乗合バスの新規参入等に係る通知を受けた地方公共団体は、当該新規参入等により想定される利便増進計画への影響について、定量的に明らかにした上で、法定協議会等における議論を踏まえ、国に意見を提出することができます。（法§27の18⑧）

④ 少量貨物の運送（※ 自家用有償旅客運送のみ）

旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができます。（法§27の18②）

2.3 利便増進計画作成の留意点について

① 地域公共交通計画への記載について

利便増進計画作成に当たっては、地域公共交通計画において、利便増進事業に関する事項を定める必要があります（法§27の14①）。地域公共交通特定事業に関する事項として、少なくとも大まかな事業の実施エリア及び事業内容（△△を乗継拠点とする〇〇線の分割、××線における等間隔ダイヤの導入、等）を記載した上で、どの事業につき、地域公共交通特定事業としての実施を予定しているかを明示するようにしましょう。

その際、明示の方法としては、

- ・ 事業を列挙した上で、利便増進事業として行われるものに印をつける
- ・ 利便増進事業として行われるものをまとめて記載し、それ以外の事業と区別することが考えられます。

② 利便増進計画の認定について

利便増進計画の認定に当たっては、利便増進事業を実施しようとする者その他の関係者の同意のほか、以下が必要となります（法§27の15②）。

- a) 基本方針に照らして適切なものであること
- b) 事業を確実に遂行するため適切なものであること
- c) 個別事業法の許可基準に適合すること

a)については、基礎となっている地域公共交通計画が基本方針に沿って作成されているか、すなわち、利便増進事業によって実現される地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保が基本方針一2に掲げる「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標」を実現するか、基本方針三1（9）「地域公共交通利便増進事業に関する留意事項」に留意されているかが考慮されます。

さらに、当該利便増進計画については、基本方針において、「公共交通の効率性を高めながら、地域のニーズにきめ細かく対応することで利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保することを念頭に」実施されるものであるとされていることから、利便増進事業の効果についても、認定の判断の要素となります。よって、利便性の向上の観点から、利便増進事業の効果を可能な限り定量的に記載し、地域旅客運送サービスの持続可能な提供が確保されることを示す必要があることに留意しましょう。

なお、計画の内容に変更が生じた場合には、変更手続きを行う必要がありますが、背景なく計画変更を行うことがないよう、計画の作成に当たっては協議会において十分に事業について検討するようにしましょう。

③ 複数のバス事業者との協議について

サービスの改善を図るに当たって、複数事業者間の路線、ダイヤ、運賃などの調整が必要となる場合には、独占禁止法の規定に抵触しないよう留意する必要がありますが、こうした場合には、地方公共団体が個々の交通事業者との間で個別に協議を行う必要がありますが、独占禁止法特例法に基づく共同経営計画の作成を前提として協議を行う場合には、個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等の設定について、複数事業者の間で協議を行うことができます。

地域において上記の調整の必要性がある際には、積極的に検討し、独占禁止法の適用除外制度と、利便増進事業の一体的な活用を図ることが重要です。具体的には、地域旅客運送サービスの維持確保を図る上で、複数事業者間の連携の可能性が考えられる場合は、連携によって実現しようとする路線・ダイヤ・運賃等を事業の内容とする利便増進事業を地域公共交通計画内で位置付け、利便増進計画と共同経営計画の作成に向け事業者間で協議を進めることになります。（※）

（※）利便増進計画と共同経営計画の関係について

利便増進事業の内容として、ハブ&スポーク型の再編、定額制乗り放題運賃、パターンダイヤ等を複数の乗合バス事業者等の間で共同して実施する場合があります。

この場合、当該事業の内容について、独占禁止法特例法に基づく共同経営に関する協定を締結し、当該協定に係る共同経営計画を作成している際には、利便増進計画本体に当該共同経営計画を添付することで、当該利便増進計画の内容に代えることができます。その場合、利便増進計画本体において、記載事項と対応する共同経営計画の該当箇所を明示する必要があります。

なお、利便増進計画として必要な記載事項であって、共同経営計画に記載することが想定されない事項（地方公共団体による支援の内容や、事業の実施に必要な資金の額等）については、利便増進計画本体において詳細に記載することが必要です。

④ エリア一括協定運行事業について

地方公共団体が利便増進事業に関して実施主体として利便増進計画に定めようとする事業者等との間において運行系統、運行回数その他の実施方法に関する協定を締結し、「エリア一括協定運行事業」に取り組むときは、当該協定に定められた実施方法に関する事項を記載することができます。

⑤ 関係者の同意について

利便増進計画を定めようとするときは、「実施主体として利便増進計画に定めようとする者との間において運行系統、運行回数その他実施方法に関する協定を締結」している者を除いて、あらかじめ「利便増進事業を実施しようとする者」と「利便増進事業に関係すると地方公共団体が認める者」の同意を得なければなりません（法第27条の14④、施行規則第36条の14）。同意の形式については、同意が行われたことを地方公共団体と同意対象者の間でより明確にするため、原則として、書面により行うことが望ましいです。併せて、事業内容に関係を有する公共交通事業者や道路管理者、公安委員会など必要な関係者に対して、意見聴取を行う必要がある点について留意しましょう。

なお、「利便増進事業に関係すると地方公共団体が認める者」については、各地方公共団体が利便増進計画の区域や利便増進事業の内容等に応じて個別具体的に判断することが必要ですが、基本的に、

利便増進事業を実施しようとする路線等と重複区間を有する路線等や地理的に近接する路線等において、当該利便増進事業の内容に含まれない旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等を営む事業者については、利便増進事業を円滑に実施する上で、関係者として同意を得ておくことが望ましいです。

【関係者の同意が不要となる事例】

○事例1

利便増進事業によりデマンド交通を導入しようとした際、市内に営業区域を持つタクシー事業者が多数存在したが、当該デマンド交通導入エリアを営業区域としていない事業者については、対象外としても差し支えないこととした。

○事例2

利便増進事業の実施区域内の乗合バスの運行事業者であったが、事業実施に関係することのない1路線のみの広域路線の運行であったため、対象外とした。

⑥ 利便増進事業の段階的な実施について

利便増進事業については、路線等の編成を伴わないような運賃・ダイヤ等の見直し等の個別の取組についても、事業の内容として実施することが可能です（法§2⑬、施行規則§9の3）。

そのため、実施を予定している事業の中の一部の取組について、当該取組を実施しようとする者や関係者の同意が得られていない等の事情から、当初の利便増進計画の認定段階では事業の内容として記載することができない場合も考えられます。

このような場合、当該取組（利便増進事業として実施予定ではあるものの、認定当初の段階での実施が困難な取組）については、調整が整い次第段階的に実施する旨を利便増進計画に記載することが望ましいです。その上で、実施が可能になった段階で、事業の内容として記載した上で、利便増進計画の変更認定の申請を行ってください。

⑦ 複数市町村による利便増進事業の検討について

複数の市町村が広域の利便増進計画を作成する際には注意が必要です。この場合においては、利便増進事業の実施区域内に含まれる支線的な路線のサービス内容（経路、運行回数、運賃等）について十分な分析、検証を進めることが必要です。

⑧ 利便増進計画の公表について

利便増進計画を作成（変更）したときは、計画の区域、期間、事業内容等の概要を地方公共団体の公報やホームページへの掲載等により、公表する必要があります。（法§27の14⑥、施行規則§36の15）

⑨ 利便増進事業の実施状況の把握・評価について

利便増進事業を実施する区域においては、事業の実施期間中、実施主体たる公共交通事業者、地方公共団体等は、利便増進計画に基づき、計画に定められた路線、運行回数、運賃等を内容とする公共交通サービスを持続的に提供するとともに、事業の実施状況について、適時・適切に把握・評価を行う必要があります。その評価結果に基づいた地域での協議を踏まえ、必要に応じて事業内容を見直し、実効性の高い計画としていくことが重要です。

2.4 利便増進計画の記載項目

利便増進計画の記載項目は以下のとおりです（法§27の14②、施行規則§36の13）。

【記載する事項】

- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容（地方公共団体の負担額）
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額（地方公共団体の負担額を除く）・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- ⑨ その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

① 実施区域

利便増進事業を実施する区域を記載します。当該区域は、地域公共交通計画の計画区域内に含まれる必要があります。利便増進事業の実施区域として、市町村の一部区域を指定する場合には、区域が厳密に設定されるよう区名や町丁名まで記載します。

とりわけ、利便増進事業の対象となる路線等が隣接市町村まで及んでいる場合には、当該隣接市町村の地域公共交通に与える影響に応じて、当該市町村と連携をしつつ利便増進事業を実施することが必要です。また、隣接市町村に跨る路線等であっても、路線を途中で分割し、単独市町村内で路線を完結して利便増進事業を行う場合にあっては、その単独市町村が分割する路線を含めたエリアを実施区域として利便増進計画を策定することができます。ただし、この場合にあっては路線等が跨る隣接市町村については、法定協議会のメンバーにする、あるいは同意を得る等、適切に連携する必要があります。

なお、利便増進事業の実施区域では、計画を阻害する行為の防止などの法律的な効果も生じることから、当該区域が必要以上に過大とならないように設定する必要があります。そのため、利便増進事業の内容と密接な関係を有していると言えない路線等については、計画区域に含めることは適切ではありません。

▼記載イメージ

- ○○市○○区
- ○○市○○町

※必要に応じて区域図などを添付してください。

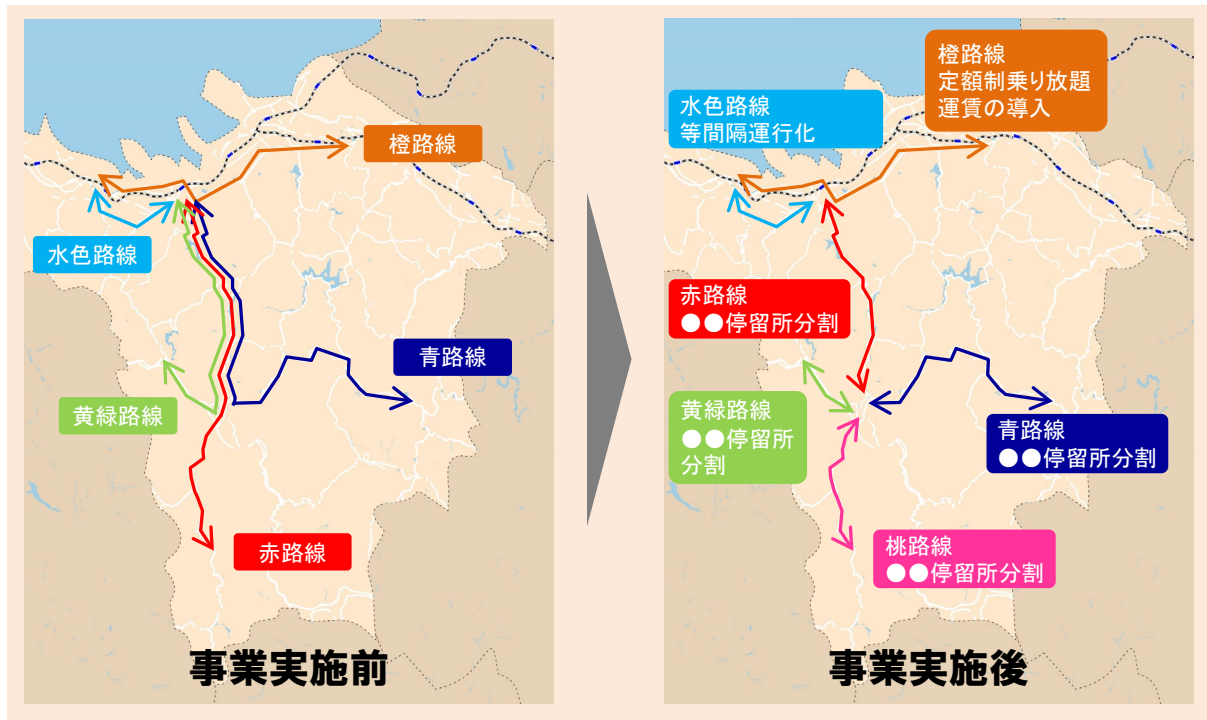
② 事業の内容・実施主体

利便増進事業の具体的な事業内容及び実施主体（委託先含む）を一覧表などで表すとともに、当該事業の実施区域内で事業の対象となった路線・ダイヤ・運賃などのサービス内容について、事業実施前と後についてそれぞれ掲載します。

▼記載イメージ：事業内容・実施主体

項目	事業内容	実施主体
○○地区における路線の編成の変更	
○○路線の幹線と支線への分割	○○
.....	○○
.....	○○
○○線の利用を円滑化するための運賃の設定	
○○地域における定額制乗り放題運賃の導入	○○
.....	○○
.....	○○
○○路線の利用を円滑化するためのダイヤの設定	
○○路線の等間隔運行化	○○
.....	○○
.....	○○

※事業内容に応じ、事業を行う路線の路線図や、再編前後の路線図、ダイヤ、運賃の比較図を掲載してください。



▲事業実施前後の全体像の記載イメージ

■事業内容の記載イメージ（法第213条、施行規則第9条の3）。

事業の内容として含まれる内容は以下の通りです。次ページ以降に事業内容の記載イメージを示します。

【事業内容】

- イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
- ① 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更
 - ② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業[※]への転換
 - (i) 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業から道路運送事業への転換
 - (ii) 一の種類の道路運送事業から他の種類の道路運送事業への転換
 - (iii) 一の種類の国内一般旅客定期航路事業等から他の種類の国内一般旅客定期航路事業等への転換
 - ③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
- ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
- ① 運賃又は料金の設定
 - ② 運行回数又は運行時刻の設定
 - ③ 共通乗車船券の発行
- ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業
- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
 - ② 交通結節施設における乗降場の改善
 - ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
 - ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
 - ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
 - ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
 - ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

※道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

■イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

(1) 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

※道路運送法上の手続きを省略（ワンストップ化）するのではなく、利便増進計画とは別に道路運送法に基づく届出等を行っている場合は、P29 に示す「事業実施前後の全体像の記載イメージ」に準じた内容の記載で構いません。道路運送法上の手続きを省略（ワンストップ化）する場合には、道路運送法上の事業計画への記載事項（起点および終点、キロ程、バス停の位置、始発時刻及び終発時刻など）を記載する必要があります。

・例：ハブ&スポーク型のネットワーク再編

再編後の路線（区間）について、道路運送法上の手続きを省略（ワンストップ化）する場合には、道路運送法上の事業計画への記載事項（起点および終点、キロ程、バス停の位置、始発時刻及び終発時刻など）を記載する必要があります（道路運送法上の手続きを別途行う場合は記載不要です）。

これに加え、新たに乗換拠点や転回所を設ける場合には、その位置についても記載する必要があります。また、再編前の路線（区間）、便数等の内容についても記載し、再編前後の比較を可能とすることで、事業の効果やねらいを具体的かつ明確に記載する必要があります。

・例：新規路線の設置

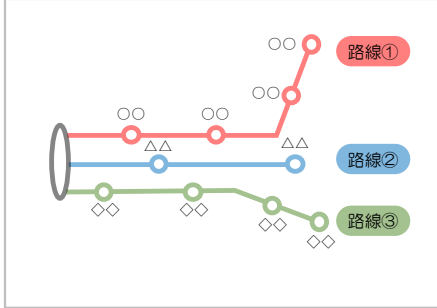
新規路線について、道路運送法上の手続きを省略（ワンストップ化）する場合には、道路運送法上の事業計画に準じた記載事項（起点および終点、キロ程、バス停の位置、始発時刻及び終発時刻など）を記載する必要があります（道路運送法上の手続きを別途行う場合は記載不要です）。

これに加え、新たに乗換拠点や転回所を設ける場合には、その位置についても記載する必要があります。

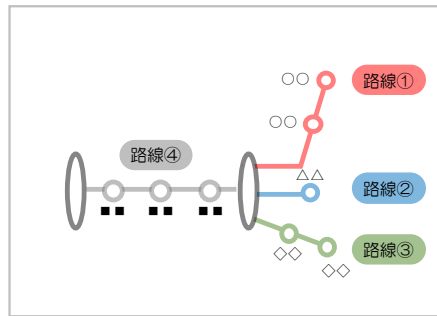
ネットワーク再編を実施する対象路線（区間）等

対象路線（区間）等の図示

旧



新



		旧	新
路線①	運行会社	A社	A社
	主な経由地	〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇	〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇
	キロ程	〇〇km	〇〇km
	便数	〇〇便/日	〇〇便/日
路線②	運行会社	B社	B社
	主な経由地	△△、△△、 △△、△△	〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇
	キロ程	〇〇km	〇〇km
	便数	〇〇便/日	〇〇便/日
路線③	運行会社	C社	C社
	主な経由地	◇◇、◇◇、 ◇◇、◇◇	〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇
	キロ程	〇〇km	〇〇km
	便数	〇〇便/日	〇〇便/日
路線④	運行会社	-	A社、B社、C社
	主な経由地	-	■、■、■
	キロ程	-	〇〇km
	便数	-	〇〇便/日 (A社〇〇便/日) (B社〇〇便/日) (C社〇〇便/日)

▲ネットワーク再編の記載イメージ

（２）次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業への転換

- （i）旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- （ii）一の種類（路線バス・一般タクシー）の道路運送事業から他の種類の道路運送事業へ転換
- （iii）一の種類（定期航路事業）の旅客船から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換

・例：旅客鉄道から路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）へ転換

・例：自家用有償旅客運送から路線バスへ転換

転換前後の状況を比較できるようにするため、転換前と転換後の輸送実施主体、輸送機関の種類・運行態様や、転換を行う路線・区間や運送の区域等について、それぞれ鉄道事業法や道路運送法等の各事業法に基づく計画記載事項に準じて記載することが必要です。

（３）自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

・例：交通空白地における、自家用有償旅客運送の新規導入

自家用有償旅客運送を実施する主体の名称や運送の種類、運送区域や運送しようとする旅客の範囲等、道路運送法上の申請書の記載事項に準じて記載することが必要です。

・例：自家用有償旅客運送の区域拡大 等

変更前後の状況を比較できるようにするため、拡大前と拡大後の運送区域について、平面図を用いてそれぞれわかりやすく表示することが必要です。

■ロ。地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの

（１）運賃又は料金の設定

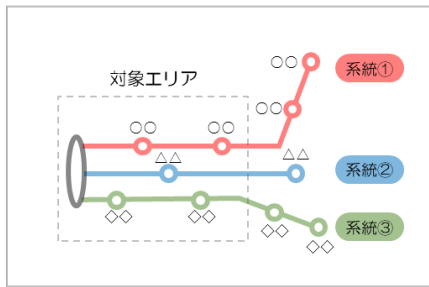
・例：定額制乗り放題運賃

定額制乗り放題運賃の対象エリア、路線（区間）、時間帯に関する内容を明らかにします。対象エリア及び路線（区間）については、平面図を用いてわかりやすく表示します（※1つの図で表示することが難しい場合は、対象エリアをいくつかに分割した拡大図上で路線（区間）を表示するなど工夫します）。また、路線（区間）の起点および終点、運行会社、時間帯及び定額運賃の額についても記載します。

なお、対象エリア内とエリア外を跨る路線を利用する場合には、エリア内では定額運賃が適用され、エリア外では通常の対距離制運賃が適用されることが想定されます。そのようなエリア内外での併用運賃の取扱いなど定額制乗り放題運賃の適用に関する注意事項を設ける場合は、ここで記載する必要があります。

定額制乗り放題運賃を適用する対象路線（区間）等

対象路線（区間）等の図示



系統（区間）	運行会社	時間帯	運賃
系統①（〇〇～〇〇）	A社	【平日】 〇〇時～〇〇時	定額 〇〇円
系統②（△△～△△）	B社	【土曜、日曜、祝日】 〇〇時～〇〇時	
系統③（◇◇～◇◇）	C社	〇〇時～〇〇時	

【定額制乗り放題運賃に関する注意事項】
対象エリアを超えて乗車する場合は、上記定額運賃に対距離運賃を加算するものとします。

▲定額制乗り放題運賃に関する記載イメージ

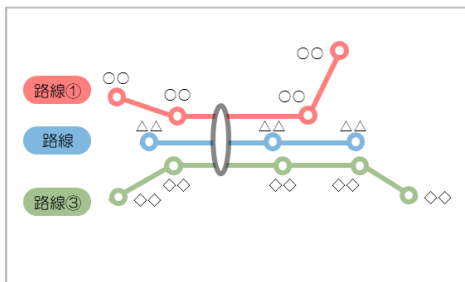
・例：通し運賃・乗継ぎ割引

初乗り運賃を二重に発生しないこととする対象路線（区間）を明らかにします。対象路線（区間）については、路線図を用いてわかりやすく表示するとともに、起点および終点、運行会社についても記載します。

なお、ある路線から他の路線へ乗り換えるに当たって、乗り換えの時間が一般的な範囲を超えて長くなった場合には通常の下車及び再乗車とみなして新たに初乗り料金が発生するなど、通し運賃・乗継ぎ割引の適用に関する注意事項を設ける場合は、ここで記載する必要があります。

通し運賃・乗継ぎ割引を適用する対象路線（区間）等

対象路線（区間）等の図示



路線（区間）	運行会社
路線①（〇〇～〇〇）	A社
路線②（△△～△△）	B社
路線③（◇◇～◇◇）	C社

【通し運賃・乗継ぎ割引に関する注意事項】
乗り換え時間は1時間以内とし、1時間を超えた場合は通常の乗車と同様に初乗り運賃が発生するものとします。

▲通し運賃・乗継ぎ割引に関する記載イメージ

・例：ゾーン運賃

ゾーンの設定、路線（区間）に関する内容を明らかにします。設定するゾーン及び路線（区間）については、平面図を用いてわかりやすく表示します（※1つの図で表示することが難しい場合は、対象ゾーンをいくつかに分割した拡大図上で路線（区間）を表示するなど工夫します）。また、路線（区間）の起点および終点、運行会社、ゾーン利用数ごとの運賃の額についても記載します。

なお、ゾーン内とゾーン外を跨る路線がある場合には、ゾーン内ではゾーン運賃が適用され、ゾーン外では通常の対距離制運賃が適用されることが想定されます。そのようなゾーン内外での併用運賃の取扱いなどゾーン運賃の適用に関する注意事項を設ける場合、ここで記載する必要があります。

そして、特定のゾーン内について一定の時間内であれば下車も含め定額運賃とするなど、定額制乗り放題運賃を組み合わせることも想定されます。そのような場合も、ここで記載する必要があります。

ゾーン運賃を適用する対象路線（区間）等

対象路線（区間）等の図示

		Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
系統①	運行会社	A社		
	主な経由地	〇〇、〇〇	〇〇、〇〇	〇〇、〇〇
系統②	運行会社	B社		
	主な経由地	△△、△△	△△、△△	△△、△△
系統③	運行会社	C社		
	主な経由地	◇◇、◇◇	◇◇、◇◇	◇◇、◇◇

通過ゾーン数	運賃
1	〇〇円
2	〇〇円
3	〇〇円

【ゾーン運賃に関する注意事項】
上記のゾーンを超えて乗車する場合は、上記ゾーン運賃に対距離運賃を加算するものとします。

（定額制乗り放題運賃を組み合わせる場合）

対象エリア	時間帯	運賃
Aゾーン	【平日】	定額 〇〇円
	〇〇時～〇〇時	
	【土曜、日曜、祝日】	
	〇〇時～〇〇時	

【ゾーン運賃及び定額制乗り放題運賃に関する注意事項】
上記対象エリアを超えて乗車する場合は、当該エリアを除いた通過ゾーン数に応じた上記ゾーン運賃を適用するものとします。

▲ゾーン運賃の記載イメージ

(2) 運行回数又は運行時刻の設定

・例：等間隔運行

等間隔運行の対象区間、運行会社、時間帯毎の運行間隔などを記載します。また、等間隔運行実施前の当該区間における便数、最大待ち時間等の内容についても記載する必要があります。

▼等間隔運行を行う場合の記載イメージ

対象となる区間	運行会社		運行間隔	
			平日	土曜、日曜及び祝日
系統① (〇〇～〇〇間) 系統② (△△～△△間)	A社 B社	旧	〇時台 (〇便) :最大待ち時間〇分	〇時台 (〇便) :最大待ち時間〇分
		新	〇時台 (〇便) :〇〇分間隔	〇時台 (〇便) :〇〇分間隔

・例：パターンダイヤ

パターンダイヤの対象区間、運行会社、当該一定の運行時刻、時間帯毎の運行回数を記載します。また、パターンダイヤ実施前の当該区間における便数、最大待ち時間等の内容についても記載する必要があります。

▼パターンダイヤを行う場合の記載イメージ

対象となる路線 (区間)	運行会社		運行パターン	
			平日	土曜、日曜及び祝日
系統② (△△～△△間) 系統③ (◇◇～◇◇間)	B社 C社	旧	〇時台 (〇便) :最大待ち時間〇分	〇時台 (〇便) :最大待ち時間〇分
		新	〇時台 (〇便) :〇分,〇分,〇分	〇時台 (〇便) :〇分,〇分,〇分

を明確に定める観点から、幅をもって記載する場合であっても、運行回数を明確に記載するとともに、その幅は限りなく小さくすることが必要です。

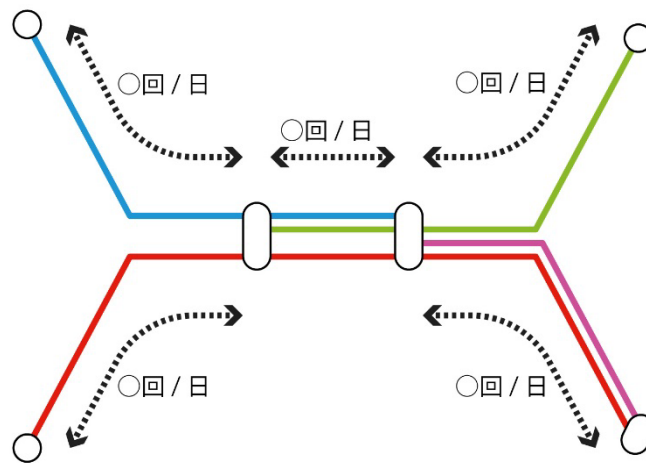
▼変更後の日別の運行回数の記載イメージ①

路線（系統）名	平日		土曜		休日	
	往	復	往	復	往	復
〇〇線	〇回		〇回		〇回	
〇〇線	〇回		〇回		〇回	
〇〇線	〇回		〇回		〇回	

▼変更後の日別の運行回数の記載イメージ②

区間	運行回数	対象路線（又は系統）
〇〇～〇〇	〇〇回	〇〇線、〇〇線、〇〇線
〇〇～〇〇	〇〇回（平日） 〇〇回（土日祝）	〇〇線、〇〇線、〇〇線

※特定の区間における運行頻度について明示したもの。必要に応じ概念図も記載。



▲記載イメージ②に関する変更後の運行回数の概念図

【補足】

運行回数等に関連する情報として、

- 時間帯別運行回数
- 始発、終発の時刻
- 具体的な運行時刻

などについても利便増進計画に記載可能です。

<参考>幅をもった記載について

これまで説明してきた項目について、運行回数・運賃など計画開始段階では詳細に設定しきれない部分に関しては、幅をもって記載することも可能です。例えば、運行回数については、利便性にほとんど影響を及ぼさない限り105回～107回/日のような記載も許容されます。しかし、今後のサービス内容を明確に定める観点から、運行回数を明確に記載するとともに、その幅は可能な限り小さくする等、変わり得るとしてもその方向性がわかるような記載とすることが必要です。

ただし、利便増進計画をもって道路運送法等の届出とする際は、改めて公示等による規定に適合するよう、配慮が必要です。

▼幅のある記載の例1（幅が一定に抑えられている記載）

	区間			キロ程	運行回数（括弧内は運行開始当初）		
	起点	主な経由地	終点		平日	土曜日	日曜日・祝日
旧	—			—	—	—	—
新	A	B	C	4.8キロ	68～84 回/日 (76回/日)	63～77 回/日 (70回/日)	63～77 回/日 (70回/日)

▼幅のある記載の例2（当初案から増加させていく、という方向性が確かな記載）

	区間			キロ程	運行回数（括弧内は運行開始当初）		
	起点	主な経由地	終点		平日	土曜日	日曜日・祝日
旧	A	B	C	8.5キロ	57.0回/日	54.5回/日	54.5回/日
新	A	B	C	8.5キロ	21.0～57.0 回/日 (21.0回/日)	12.5～54.5 回/日 (12.5回/日)	12.5～54.5 回/日 (12.5回/日)

③ 地方公共団体による支援の内容

利便増進事業に関連して地方公共団体が行う支援策（予算的支援以外の支援を含む。）の具体的内容について記載します。なお、補助金等の予算支援を行う場合には、その旨を本項目に記載した上で、額や支援対象といった具体的な内容については、「⑤事業実施に必要な資金の額・調達方法」の項目に記載することが考えられます。

④ 実施予定期間

利便増進事業の実施予定期間を記載します。その際、実際に利便増進事業を行う時点のみではなく、利便増進計画に位置付けられた事業により事業実施後の地域旅客運送サービスを維持する期間についても含めて定めます。利便増進事業は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するための取組であることから、その趣旨を踏まえた適切な期間を設定しましょう。

なお、利便増進事業は地域公共交通計画に即して実施される以上、実施予定期間は地域公共交通計画の計画期間内に含まれる必要がありますが、地域公共交通計画の計画期間の一部の期間において利

便増進事業を実施する場合も想定されるため、地域公共交通計画の計画期間と必ずしも一致する必要はありません。

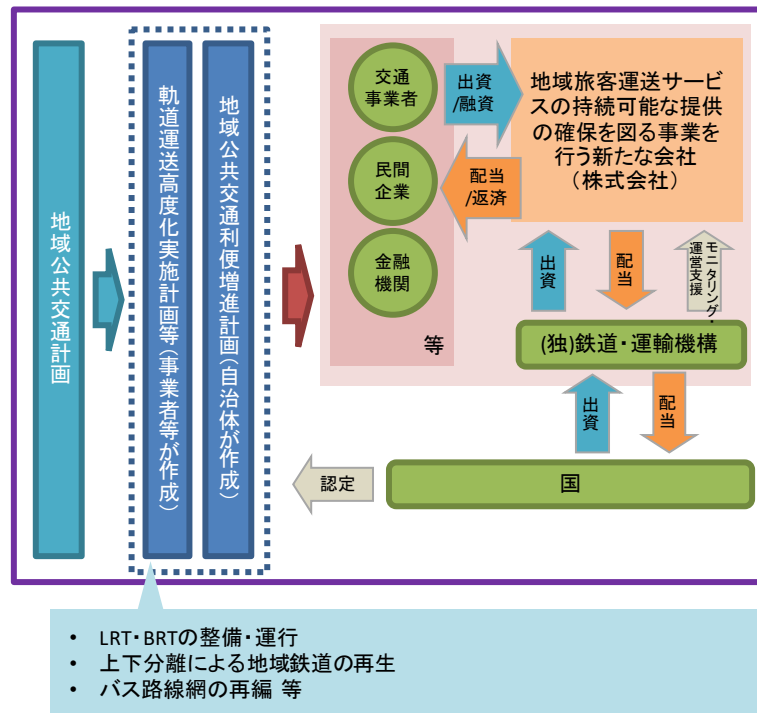
まちづくりに関する施策等の進捗状況等に応じ、一旦事業を実施した地域公共交通についても、一定期間経過後に総合的な評価や見直しを行う必要があるため、地域公共交通計画の計画期間内で、適切な期間を設定することが必要です。

⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法

利便増進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載します。総事業費（運行費を含む）とともに、これに見合った資金調達の額及び調達方法を運送収入、事業者負担、補助金、委託費等の項目ごとに記載します。事業の実施に必要な資金に国又は地方公共団体からの補助金等を充当することを見込んでいる場合には、当該補助金等の名称、金額、内容等を記載してください。事業の実施に関して補助金等を申請する予定であって、補助金等の対象、金額等が未定の場合も、これに準じて記載してください。ただし、資金調達が必ずしも計画通りになされるとは限らないので、その際の調整先についても記載するようにしましょう。

なお、事業実施年度によって、事業費やその内訳が異なる場合には、実施年度毎に記載するようにしてください。事業費やその内訳が全ての実施年度において一定の場合は、実施年度を「〇〇年度～〇〇年度」とし、まとめて記載することも可能です。

また、資金調達のために出資が行われる際には、当該出資者のうち、出資先法人の議決権割合が3分の1を超える株主については記載するとともに、法§29の2①に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による出資又は貸付けを受けようとする場合においては、その旨を明記します。



▲独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による出資又は貸付け

▼記載イメージ

項目	総事業費	内訳	調達方法		実施年度
			調達主体	(補助金等)	
〇〇地区における路線の編成の変更	〇〇				
〇〇路線の幹線と支線への分割		〇〇	〇〇株式会社	〇〇補助金	〇〇
.....		〇〇	〇〇株式会社	〇〇補助金	〇〇
〇〇路線の利用を円滑化するための運賃の設定	〇〇				
〇〇地域における定額制乗り放題運賃の導入		〇〇	〇〇株式会社		〇〇
.....		〇〇	〇〇株式会社	〇〇補助金	〇〇
〇〇路線の利用を円滑化するためのダイヤの設定	〇〇				
〇〇路線の等間隔運行化		〇〇	〇〇株式会社	〇〇補助金	〇〇
.....		〇〇	〇〇株式会社		〇〇

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載の通り調達がなされない場合があります。

⑥ 事業の効果

地域公共交通計画に記載した目標や評価指標等を参考にしながら、目標項目や評価項目ごとに利便増進事業の効果に記載すること等が考えられます。なお、記載に当たっては、具体的な数値等を用い、可能な限り定量的に記載するようにしてください。

▼記載イメージ

項目	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置付け
〇〇地区における路線の編成の変更		
〇〇路線の幹線と支線への分割	〇〇
.....		
.....		

基本方針において、「公共交通の効率性を高めながら、地域のニーズにきめ細かく対応することで利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保することを念頭に」実施されるものとされていることから、利便増進事業によりこれらが達成できるかどうか重要なポイントとなりますので、効果の記載については認定の判断の要素となります。とりわけ、利便増進事業を実施することにより、いかに利用者の利便性の向上が図られるかに留意しつつ記載することが必要です。

具体的な数値指標の設定方法・目標値の設定方法等については、地域公共交通計画における設定方法と同じ考え方に基づきます。

⑦ 地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業がある場合、地域公共交通計画における記載内容（施策体系、施策・事業名、事業概要、実施主体、実施時期等）を記載してください。

▼記載イメージ

地域公共交通計画上の施策体系	施策・事業名	事業概要	実施主体	実施時期
○-○	○○○

⑧ 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項

地域公共交通計画に関係施策に関する事項がある場合、地域公共交通計画における記載内容（都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策）を記載してください。

▼記載イメージ

地域公共交通計画上の記載箇所	記載内容 (都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策に関する記載のうち、当該事業に関連する事項)
○○○

⑨ その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

その他、新幹線の開業、新たな橋の開通をはじめとして、利便増進事業の対象となる路線等の利用状況に影響を与えるもの等、利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その内容について記載してください。

2.5 利便増進計画の変更について

計画の記載内容を変更する場合、以下の通り計画の変更が必要となります。

① 変更認定（事前申請）

計画の記載内容を変更しようとする場合には、②の軽微変更該当する場合を除き、変更の認定を受ける必要があります。なお、変更の認定に際しては、原則として変更の前後で定量的に利便性が向上しているかを確認する必要があります。但し、地域の実情等により、計画作成時の想定と実情が大きく乖離した事業の修正が必要といった事情がある場合等には、当初作成前と変更後で利便性が一定程度改善していれば良いとして、柔軟な変更もある程度許容する場合があります。地域の要望がある場合は地方運輸局等に相談してください。

② 軽微変更（事後届出）

軽微な変更については、変更認定を要しないこととしていますが、その場合であっても軽微変更の届出は必要であり、その他の個別事業法に基づくものも含め、必要な手続が行われるよう留意する必要があります。

また、軽微変更の届出を行う際には、「a) 氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名」、「b) 変更した事項（新旧対照形式）」を提出する必要があります。この際、変更事由についても併せて報告いただくようお願いいたします。

なお、現在の記載内容の範疇に収まる場合等においては、変更認定および届出は必要ありません。

▼変更の認定に係る考え方について

	変更認定（事前申請）	軽微変更（事後届出）	修正不要
1.区域	<ul style="list-style-type: none"> • 区域の範囲を変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の名称や地番の変更 	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の記載内容の範疇に収まる場合
2-1.内容	<ul style="list-style-type: none"> • 記載内容の変更（軽微変更となるものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> • 記載内容の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の記載内容の範疇に収まる場合
路線等	<ul style="list-style-type: none"> • 路線の新設、統合、分割又は廃止 • 乗降所の新設（軽微変更となるものを除く） • 乗降所の位置変更（軽微変更となるものを除く） • 運行経路の変更（軽微変更となるものを除く） • 系統の新設、統合、分割又は廃止 • 営業区域の変更（軽微変更となるものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> • 路線の名称変更 • 乗降所の新設、廃止（新設又は廃止する乗降所の数が当該路線等における乗降所の総数の±10%以内に留まるものに限る）又は名称変更 • 乗降所の位置変更（乗継利便性等の観点から利用者に影響がないものに限る） • 運行経路の変更であって、路線長の±10%以内に留まる変更（路線長が10km未満は1km以内の変更）を伴うものに限る • 系統の名称変更 • 営業区域の軽微な変更 	
運賃・料金	<ul style="list-style-type: none"> • 運賃又は料金の変更（軽微変更となるものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> • 運賃又は料金の変更（±10%以内に留まる場合に限る） • 但し、変更前の計画において記載されていた通し運賃等の措置の実施に影響を及ぼすものについては変更認定 	
運行	<ul style="list-style-type: none"> • 当該路線における運行回数の変更（軽微変更となるものを除く） • 運行態様の変更（例：路線定期運行から路線不定期運行への変更等） • コミュニティバス等の委託先の変更 	<ul style="list-style-type: none"> • 運行回数の変更（±10%以内に留まる場合に限る） • 但し、変更前の計画において記載されていたパターンダイヤ等の措置の実施に影響を及ぼすものについては変更認定 • コミュニティバス等の委託先の名称の変更 	

▼変更の認定に係る考え方について（つづき）

	変更認定（事前申請）	軽微変更（事後届出）	修正不要
2-2.実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体の法人格を変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体の名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合
3.地方公共団体による支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による支援の内容の変更（軽微変更となるものを除く） <p>（例：利便増進計画に記載された支援が行われなくなる場合や重要な支援が新たに追加される等の場合に限る）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による支援の内容の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合
4.実施予定期間	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた実施予定期間から6か月を超える変更 	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた実施予定期間から6か月以内の変更 <p>※但し、連続して複数回の軽微変更を行うことで、合計で6か月以上の実施予定期間の変更を行うことはできない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合
5.資金の額及びその調達方法	<ul style="list-style-type: none"> 資金の額又は調達方法の大幅な変更（軽微変更となるものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 資金の額又は調達方法の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合 収入・費用の内訳の額の±10%以内の変動がある場合や国による補助金の交付額が見込みと異なる際に他の主体による補填を行う場合
6.事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の変更（軽微変更となるものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合
7.地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の変更（軽微変更となるものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容の軽微な変更 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の記載内容の範疇に収まる場合

▼変更の認定に係る考え方について（つづき）

	変更認定（事前申請）	軽微変更（事後届出）	修正不要
8.地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項	・記載内容の変更（軽微変更となるものを除く）	・記載内容の軽微な変更	・現在の記載内容の範疇に収まる場合
9.その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項	・記載内容の変更（軽微変更となるものを除く）	・記載内容の軽微な変更	・現在の記載内容の範疇に収まる場合

- 当該表における記載はあくまで例示であり、計画の変更内容に応じて、上記の表による整理によることが合理的ではないと認められる場合には、当初の計画の記載内容や地域の状況等を踏まえ個別具体的に判断することとします。
- 表中の±10%以内の定量的な基準への該当性については、計画の認定又は変更の認定を行った時点における数値との比較により判断することとします。

【補足】

道路整備、施設立地の変更や交通施設整備などは、利便増進計画作成時にはその大枠が判明していることが多いため、これにより将来的に地域旅客運送サービスの変更も見込まれる場合、当該事象の変更を「関係する施策との連携に関する事項」または「利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項」として記載し、それに伴う地域旅客運送サービスの事業内容の変更について、最低限のサービスレベル（交通モードと最低運行回数）を記載するようしてください。

2.6 取組事例



【事例】認定を受けた地域公共利便増進実施計画（概要）

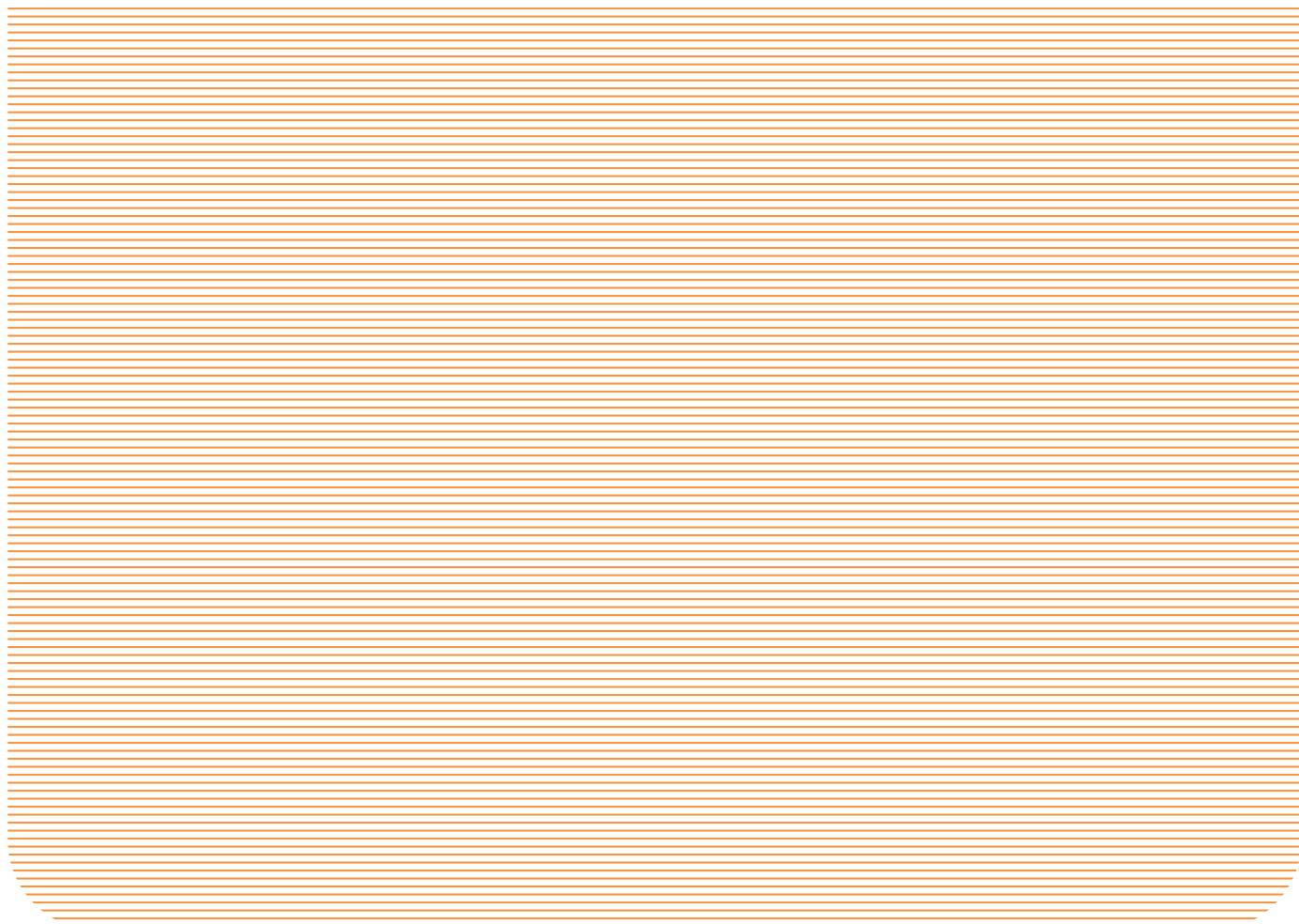
これまでに認定を受けた地域公共交通利便増進計画の概要は、国土交通省のホームページでご覧いただけます。

- ◇ 認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画（概要）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000075.html

第3章

新モビリティサービス事業について



3.1 新モビリティサービス事業の概要

新型コロナウイルス感染症への対応や、移動の利便性向上、既存の公共交通機関の維持・活性化、高齢者の外出機会の創出や地域活性化、スマートシティの実現などに向けて、個々の利用者の移動ニーズに対して、情報通信技術などの先端技術を活用して利用者の利便を増進する、MaaSをはじめとした新たなモビリティサービスの創出が求められています。

MaaSなどの新たなモビリティサービスを実施しようとする事業者は、新モビリティサービス事業の実施に係る事業計画（新モビリティサービス事業計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができます。認定された事業計画に基づく事業については、交通事業者の運賃・料金の届出手続きが簡素化され、MaaSの円滑な実施が可能となります。

なお、新モビリティサービス事業計画は、地域公共交通計画とは別の計画ですが、それぞれの地域における取組の一体性を担保する観点から、必要に応じて、地域公共交通計画と新モビリティサービス事業計画の両計画を相互に踏まえた内容とするなど、両計画が連動していることが期待されます。

新モビリティサービス事業計画

事業者が作成

<記載事項>(法 § 36の2、施行規則 § 44の2)

- ① 実施区域
- ② 事業の目標
- ③ 事業の内容
- ④ 実施予定時期
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業実施に必要なデータ連携に係る事項
- ⑦ 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ その他新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その他事項

大臣認定

運賃・料金に係る行政手続きのワンストップ化

▲ 新モビリティサービス事業計画の概要



【参考】MaaSとは

MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、さらには移動の目的地におけるサービスとも連携し、検索・予約・決済を一括で行うサービスのことを言います。サービス手段としてはスマートフォンアプリを活用する例が多くみられます。

新たな移動手段（シェアサイクル等）や移動目的に関連したサービス（観光地や飲食店のチケットの購入等）も組み合わせて提供することが可能です。



▲MaaSのサービスイメージ

3.2 新モビリティサービス事業計画の記載項目

新モビリティサービス事業に関する記載項目は以下のとおりです（法 § 36 の 2、施行規則 § 44 の 2）。

【記載する事項】

- ① 実施区域
- ② 事業の目標
- ③ 事業の内容
- ④ 実施予定時期
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業実施に必要なデータ連携に係る事項
- ⑦ 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ その他新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

① 実施区域

新モビリティサービス事業を実施する区域を記載します。新モビリティサービス事業は、一つの地方公共団体の区域にとどまらないものも多く、地域公共交通計画とは別の計画としているため、地域公共交通計画を作成している（ないし作成予定の）場合であっても、区域を整合させる必要はありませんが、考え方については両計画で矛盾しないようにしましょう。また、複数市町村に跨る場合は、後述する新モビリティサービス協議会も活用して、関係する地方公共団体等との間で共通認識が持たれるようにしましょう。

▼記載イメージ

- ○○市全域
- ○○市○○町

※必要に応じて区域図などを添付してください。

② 事業の目標

目標の設定に当たっては、関係者が共通認識をもって取組を推進できるよう、可能な限り、具体的かつ明確な目標を設定することが大切です。また、PDCA サイクルを強化し、実効性を高めていくためには、客観的な指標を設定することが有効であることを踏まえ、可能な限り定量的に設定することが望まれます。

また、これまで行われてきた他事業の内容や、日本版 MaaS 推進・支援事業の公募要領なども参考にしてください。

③ 事業の内容

新モビリティサービス事業については、一つの事業において様々な観点からの取組がなされることが考えられるので、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものであることが分かるように、事業の全体像を記載するとともに、それぞれの取組毎に、実施主体や、委託先も含めた関係者間の役割分担、具体的な事業内容について記載しましょう。

事業の内容については、他の項目と併せて、基本方針に照らして適切なものであるか、事業を確実に遂行するために適切なものであるかどうか認定に当たっての要件となります。また、他の項目も併せて、後述する新モビリティサービス協議会（協議会が設置されない場合にあっては、協議会の構成員となることが定められている公共交通事業者や、道路管理者・港湾管理者等との間）において、十分調整しておきましょう。

加えて、新モビリティサービス事業計画は、地域公共交通計画とは別の計画ですが、それぞれの地域における取組の一体性を担保する観点から、必要に応じて、地域公共交通計画と新モビリティサービス事業計画の両計画を相互に踏まえた内容とするなど、両計画が連動していることが期待されます。なお、認定を受けた新モビリティサービス事業計画に基づいて、複数の交通機関に跨る共通乗車船券を発行し、運賃又は料金の割引を行おうとする場合には、運賃等の届出について、それぞれの交通機関毎ではなく、一括で行うことが可能となります。この特例を利用することを予定している場合には、届出事項を参考にして、どのような共通乗車船券を計画しているかを計画に記載しておきましょう。

④ 実施予定時期

新モビリティサービス事業の実施予定期間を記載します。特に終期を定めない場合には、始期のみ記載してください。

⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法

計画内容が、事業を確実に遂行するために適切になっているかどうかを確認する観点から、総事業費、交通事業者等の負担額、その内訳等を記載してください。資金の調達方法については、運賃等の収入のほか、国又は地方公共団体からの補助金等を充当することを見込んでいる場合には、当該補助金等の名称、金額、内容等を記載してください。

また、事業の実施により、地方公共団体による移動サービスの提供コストを削減できる等、地域における資金面のメリットがある場合には、それらについても併せて記載してください。

なお、事業実施年度によって、事業費やその内訳が異なる場合には、実施年度毎に記載するようにしてください。事業費やその内訳が全ての実施年度において一定の場合は、実施年度を「〇〇年度～〇〇年度」とし、まとめて記載することも可能です。

⑥ 事業実施に必要なデータ連携に係る事項

新モビリティサービス事業においては、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、さらには移動の目的地におけるサービスとも連携し、検索・予約・決済が一括して行われるこ

とが想定されますが、そのためには交通事業者等の事業者間におけるデータ（例えば、運行情報、決済情報等）の連携が必要不可欠です。そのため、事業者間において、具体的にどのようなデータを、どのように連携させるかを具体的に記載してください。

また、新モビリティサービス事業により得られたデータをどのように利活用するかについても、具体的に記載されていることが望ましいと考えられます。

データ連携については、「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」（国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門）等の国が定める指針等を踏まえて積極的に行われることが事業の円滑な実施に重要であり、連携のあり方については、上記のガイドラインの内容にできる限り従っていることが望ましいと考えられます。

⑦ 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項

新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項についても記載してください。

例えば、同じ地域で取り組まれているスマートシティ事業との間でデータを連携させる場合や、他地域において行われる MaaS の取組との間でデータを連携させる場合、まちづくり事業と連動して MaaS に取り組む場合には、これらの連携して実施される事業について、その事業の内容や、その事業との間でどのようにデータの連携が行われるか等を記載してください。

⑧ その他新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

その他、新モビリティサービス事業の運営に当たって、重大な関係を有する事項がある場合には、新モビリティサービス事業の運営にどのような影響があるか等を具体的に記載してください。

3.3 新モビリティサービス協議会の設置方法

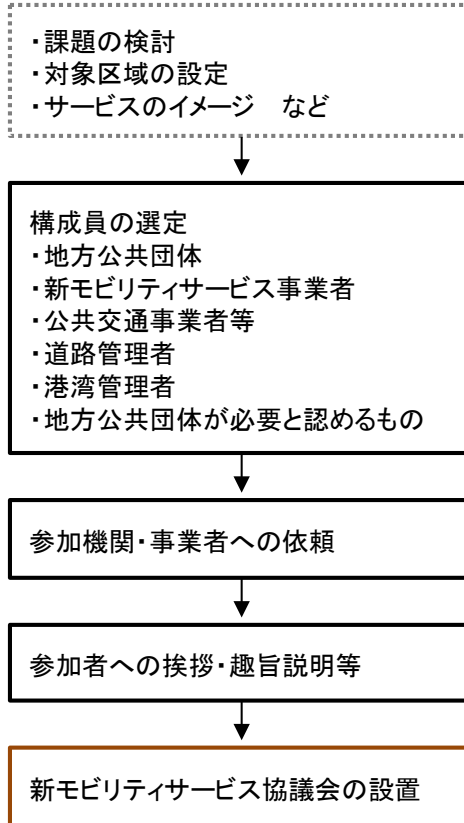
地方公共団体は、MaaSなどの新モビリティサービスの実施に関して必要な協議を行うための協議会を設置することができます。この「新モビリティサービス協議会」については、新モビリティサービス事業計画の大臣認定とは別の制度ですので、計画をそもそも策定しない場合や、既に事業を開始している場合でも設置をすることが可能です。しかしながら、事業の円滑な実施のためには、新モビリティサービス事業計画を策定する段階や、計画を策定しない場合には事業を準備している段階から設置することが望ましいと考えられます。

新モビリティサービス事業については、既存の公共交通に限らない様々なサービスを内容とすることが考えられ、それに併せて、地方公共団体の交通関係部局や公共交通事業者だけではなく、例えば、スクールバスや福祉輸送を担当している地方公共団体の教育、福祉関係の部局、スマートフォンアプリや、運行システムを開発する民間事業者、新しいモビリティを開発している民間事業者など、関係者も多くなると考えられます。そのため、新モビリティサービス協議会を設置することで、幅広い関係者の参加の下、協議会による協議・連携を図ることで、円滑に事業が進むことが期待されます。

新モビリティサービス協議会については、構成員の求めに応じ、国土交通省や都道府県が、必要な助言をすることができることとされています。協議会の設立までの流れを以下に示します。協議会の設立に際しては、地方公共団体が主体となり、新モビリティサービス事業者とも連携して構成員を選定するとともに、関係者間の調整を行いましょ。

なお、新モビリティサービス事業者は、地方公共団体に対して、新モビリティサービス協議会を組織するよう要請することができます。また、新モビリティサービス協議会を組織する地方公共団体から、計画の策定や実施等に関する協議を行うという通知を受けた場合は、新モビリティサービス事業者等は、原則として協議に応じなければなりません。さらに、新モビリティサービス協議会の構成員は、協議会における協議の結果について尊重する必要があります。

地方公共団体、事業者など



▲協議会の設置方法

令和5年10月

【問い合わせ先】

○国土交通省総合政策局地域交通課
TEL：03-5253-8987

○北海道運輸局交通政策部交通企画課
TEL：011-290-2721

○近畿運輸局交通政策部交通企画課
TEL：06-6949-6409

○東北運輸局交通政策部交通企画課
TEL：022-791-7507

○中国運輸局交通政策部交通企画課
TEL：082-228-3495

○関東運輸局交通政策部交通企画課
TEL：045-211-7209

○四国運輸局交通政策部交通企画課
TEL：087-802-6725

○北陸信越運輸局交通政策部交通企画課
TEL：025-285-9151

○九州運輸局交通政策部交通企画課
TEL：092-472-2315

○中部運輸局交通政策部交通企画課
TEL：052-952-8006

○沖縄総合事務局運輸部企画室
TEL：098-866-1812
